

資料 2007年2月7日に示された連携通知の第2弾

(注) 連携通知の第1弾は、2006年2月10日付けで出された「『地域子ども教室推進事業』と『放課後児童健全育成事業』の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について」です。3ページ目に添付しています。

(案)

号

18文科生第 号

雇児発第 号

平成19年 月 日

各都道府県知事・都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長・指定都市教育委員会教育長 殿
各中核市市長・中核市教育委員会教育長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
文部科学省生涯学習政策局長
文部科学省初等中等局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について

子どもを取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、平成19年度から、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設することとし、その必要経費を平成19年度予算案に計上しているところです。

「放課後子どもプラン」は、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、文部科学省が実施予定の「放課後子ども教室推進事業」（すべての子どもを対象として、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等を行う取組。以下「放課後子ども教室」という。）と、厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業」（保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組。以下「放課後児童クラブ」という。）を一体的あるいは連携して実施するものです。

また、先般とりまとめられた、教育再生会議第一次報告においても、教育再生実現のため「社会総がかり」での全国的な参画が必要であるとの観点から、「放課後子どもプラン」の全国展開が提言されています。

貴職におかれましては、このような趣旨をご理解いただき、平成19年度からの同プランの円滑な実施が図られるよう、下記の点についてご配慮いただくとともに、管内・域内の市町村、市町村教育委員会及び公立小学校長に対してご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 教育委員会と福祉部局の連携について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、「放課後子どもプラン」の推進について」

(平成19年 月 日 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)に基づき、教育委員会と福祉部局とが緊密に連携を図られたい。

また、子どもが参加しやすい多様な活動機会の提供、事業の指導者やボランティアの確保及び養成、社会教育・子育て支援団体等関係団体との連携などについて両事業間で十分な調整を図り、効果的・効率的な実施に努められたい。

2 学校との連携・協力について

「放課後子どもプラン」の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに対応できるよう、学校関係者と事業管理者等との間で迅速な情報交換・情報共有を行うなど、事業が円滑に進むように十分な連携・協力を図られたい。

なお、学校諸施設を使用する際にも、両事業は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、事業の管理運営は、実施主体である市町村等が責任をもって行うこととなるので留意されたい。

また、障害児や虐待、いじめを受けた子どもなど、特に配慮を必要とする子どもの利用に当たっては、当該子どもの状況等を相互に把握し合い、関係機関とも連携するなど適切に対応されたい。

3 余裕教室をはじめとする学校諸施設の利用促進について

余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用については、既に「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び両事業の推進に当たっての学校との連携について」（平成18年2月10日文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いをしているが、「放課後子どもプラン」は、小学校内での実施を基本としていることから、余裕教室の利用や小学校敷地内での円滑な事業の実施が図られるよう、以下についてより一層留意されたい。

(1) 学校諸施設の弾力的な運用

「放課後子どもプラン」に参加する子どもに、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等の使用をはじめとして、各種体験・学習・交流活動等に有効な施設（図書室、視聴覚室等）について、その弾力的な運用を図られたい。

また、長期休暇や土曜日等、学校の授業日以外の使用についても、子どものニーズを十分考慮し、柔軟に対応されたい。

さらに、「放課後子どもプラン」に参加する子どもがおおむね当該学校の子どもであることを考慮し、余裕教室が生じている場合には、既存施設の有効活用の観点からも、積極的に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用されたい。

(2) 国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合の財産処分手続について

国庫補助を受けて整備された学校施設を転用する場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、所管大臣の承認を経る財産処分手続が必要であるが、公立学校施設の財産処分手続においては、一定の要件を満たせば文部科学大臣への報告だけで手続きが済むよう簡素な取扱いとしているところであるので留意されたい。

なお、「放課後子どもプラン」実施に際して国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合でも、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により学校施設の転用を伴わない場合は、財産処分手続は不要である。

本通知案は、両省において省内調整中のものであり、今後文言等の変更があり得る。

都道府県知事・各都道府県教育委員会教育長
各 指定都市市長・各指定都市教育委員会教育長 殿
中核市市長・各中核市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長
厚生労働省雇用・均等児童家庭局長

「地域子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携及び 両事業の推進に当たっての学校との連携について

近年の急激な少子化や核家族化の進行に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場や多様な活動の実施が強く求められているところです。

このような中、文部科学省においては、地域住民の協力の下、希望する子どもたちに様々な体験活動や交流活動を提供する「地域子ども教室推進事業」(以下「地域子ども教室」という。)を、厚生労働省においては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業」(以下「放課後児童クラブ」という。)を実施しているところです。

貴職におかれましては、地域で健やかな子どもを育む環境充実の観点から、これらの事業の円滑な実施のため、下記の点について管内・域内の市町村、市町村教育委員会に対して周知を図るとともに、より一層のご配慮をお願いいたします。

記

1 地域子ども教室と放課後児童クラブの連携について

これらの事業を実施する場合において、事業関係者は、様々な体験活動を充実するため、例えば、このような活動を担う人材の確保や、両事業の活動の実施について共同で検討するなど、効果的、効率的な運用に努めること。

2 余裕教室をはじめとする学校諸施設の活用について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、これらの事業が各地域において円滑に実施されるよう、余裕教室をはじめとする学校諸施設の積極的な活用を努めること。

特に、参加する児童・生徒がおおむね当該学校の児童・生徒であることも勘案し、怪我等が発生した場合の保健室や雨天時の体育館等の使用等、学校の諸施設の弾力的な使用に努めること。

3 学校との連携・協力について

地域子ども教室や放課後児童クラブの実施に当たっては、事業に参加する子どもの様子や行動などについて、例えば、これらの事業関係者と学校の教職員間で情報交換するなど、子どもの様子の変化や健康状態等を相互に把握し合い、早期に対応するよう連携・協力を努めること。また、特に、子どもの安全確保を図るため、例えば、学校の時間割について情報交換を行うとともに、学校行事や特別な事情により下校時刻の変更が生じた場合は、その旨情報交換を行うなどにより、子どもたちの下校時刻を把握するなど、学校との連携・協力を努めること。